

- 1、主旨 保護者の就労その他の事情により、開園する基本保育時間（標準時間認定：7時30分～18時30分 短時間設定：8時30分～16時30分）を超える時間帯の保育を必要とする在籍児については、この「延長保育実施要綱」の定めるところにより、延長保育を実施する。ゆったりとした家庭的雰囲気を持つ保育環境を配慮し、保育者とのかかわりを大切にする。
(利用児には、夕おやつを18時30分に用意する。)
- 2、保育時間 曜日・祝日及び年末年始を除いたウィークディとし、7時30分～8時30分および16時30分～19時30分までとなります。
- 3、登録方法 利用登録は月単位とし、この延長保育時間の利用を希望する場合、所定の用紙（延長保育申請兼登録書）記入の上、前月25日までに申請してください。
年間通しての登録は、年度初めに提出していただき毎月の申請は不要です。
- 4、登録の変更 延長保育の必要がなくなった場合や時間の変更がある場合は、25日までに再度申請しなおすことが必要です。
- 5、突発での利用 急な残業等で突発的な延長保育は、電話連絡が必要です。
- 6、延長保育利用料 標準時間認定（11時間：7時30分～18時30分）短時間認定（8時間：8時30分～16時30分）を超えての保育については延長保育料として、児童1人につき30分毎1回300円徴収します。

※標準時間認定の方、月額1,500円（30分）の設定も可能です。

※短時間認定の方、朝30分（8～8:30）、夕30分（16:00～17）月極登録可能です。

	短時間認定の場合（例）		標準時間認定の場合（例）
利用時間	8時～8時30分	16時30分～17時	18時30分～19時
利用金額	月額 1,500 円	月額 1,500 円	月額 1,500 円
	1回 300 円	1回 300 円	もしくは1回300円

〈土曜日保育登録について〉

- 1、主旨 保護者の就労のため、土曜日の保育を必要とする在籍児については、土曜日保育を実施する。
- 2、保育時間 曜日・祝日及び年末年始を除いた日の7時30分～18時30分までとする。
18時30分～19時30分は、延長保育時間となります。
- 3、登録方法 所定の用紙にて年間の登録を申請してください。
保護者の方がどちらかお休みの場合は、家庭保育のご協力をお願いします。
(登録には、必ず勤務表（父・母）を添付してください)
- 4、登録の変更 土曜日保育の必要がなくなった場合は、お知らせください。
- 5、申込方法 前月15日までに次月の利用申し込みを必ず提出してください。
土曜日は、緊急の場合は、ご相談ください。
- 6、その他 前月15日過ぎてからの申し込みには、対応できない場合もありますので、ご了承ください。